

リビングアシスト総合保険（総括契約）について

- ・リビングアシスト総合保険（総括契約）（以下、「本契約」）は、株式会社木下の賃貸が保険契約者となり、楽天損害保険株式会社と締結した損害保険です。
- ・本契約の対象となる賃貸住宅に入居のお客様は、本契約の被保険者（補償を受けられる方）となります。
- ・本契約の補償期間は、対象となる賃貸住宅の入居期間中です。対象となる賃貸住宅を退去された場合、または保険契約者が本契約を継続しなかった場合もしくは本契約を解約した場合は、補償が終了します。
- ・本契約の詳しい補償内容については、別紙のリビングアシスト総合保険（総括契約）のご案内をご参照ください。

ご注意いただきたいこと

- ・本契約の保険証券は、保険契約者が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- ・入居者の皆様のご希望に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくは「お問い合わせ先<取扱代理店>」へご連絡ください。
- ・本契約の補償の対象となる損害が生じた場合は、「事故の連絡先」または「お問い合わせ先<取扱代理店>」へご連絡ください。
- ・普通保険約款およびこれに付帯される特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等は改定された場合は、保険金額、保険料等のご契約内容および補償内容を変更することがあります。
- ・本契約には地震保険がセットされていませんので、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害は補償されません。地震保険をご希望の場合は、「お問い合わせ先<取扱代理店>」へご連絡ください。

補償内容について

ご入居者 様

家財を収容する建物の所在地	賃貸借契約書上の物件所在地
補償期間	始期日（入居日）、終期（退去日）

本制度の補償は以下のとおりです。お客様に推奨する補償タイプは賃貸借契約書に記載されておりますのでご確認ください。

お客様が所有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくは、取扱代理店にお問い合わせください。

（単身）月払 A プラン				
家財	個人賠償責任補償	借家人賠償責任補償	修理費用補償	保険料相当額
80.6 万円 （自己負担額 1 万円※）	1 億円	2,000 万円 （自己負担額 3 万円）	100 万円	520 円

※不測かつ突発的な事故（破損・汚損）の場合、自己負担額が適用されます。

（単身以外）月払 B プラン				
家財	個人賠償責任補償	借家人賠償責任補償	修理費用補償	保険料相当額
173.3 万円 （自己負担額 1 万円※）	1 億円	2,000 万円 （自己負担額 3 万円）	100 万円	630 円

※不測かつ突発的な事故（破損・汚損）の場合、自己負担額が適用されます。

（法人専用）一括払 A プラン				
家財	個人賠償責任補償	借家人賠償責任補償	修理費用補償	保険料相当額
224.7 万円 （自己負担額 1 万円※）	1 億円	2,000 万円 （自己負担額 3 万円）	100 万円	15,000 円

※不測かつ突発的な事故（破損・汚損）の場合、自己負担額が適用されます。

（法人専用）一括払 B プラン				
家財	個人賠償責任補償	借家人賠償責任補償	修理費用補償	保険料相当額
409.3 万円 （自己負担額 1 万円※）	1 億円	2,000 万円 （自己負担額 3 万円）	100 万円	20,000 円

※不測かつ突発的な事故（破損・汚損）の場合、自己負担額が適用されます。

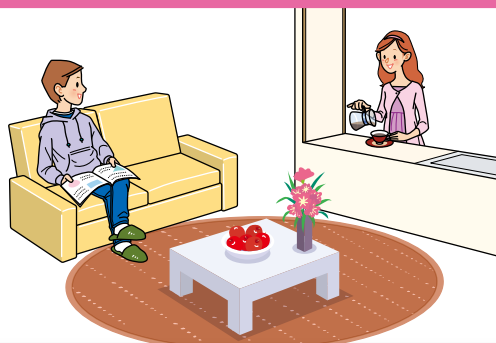
（事故の連絡先） ●楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルに電話の際に、「入居者補償制度」に加入している旨をお伝えください。 ●受付後、本制度のご加入者であることの確認を行うため、お時間を頂戴する場合がございます。ご了承ください。 楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル 0120-120-555 （受付時間：24 時間・365 日） ※土日祝日および平日夜間（17:00～翌 9:00）は受付のみとなります。	（お問い合わせ先）<取扱代理店> 株式会社木下の賃貸 〒163-1331 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー31 階 電話番号 03-5908-2244 <引受保険会社> 楽天損害保険株式会社 〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山
--	--

リビングアシスト総合保険(総括契約)のご案内

リビングアシスト(リビングアシスト総合保険)は、賃貸住宅や社宅、寮などにお住まいの方専用の火災保険です。火災や風災、水災等の自然災害による損害や破損等の偶然な事故による損害など、家財のリスクを幅広く補償します。また、大家さんへの賠償責任や日常生活での賠償責任に対しても補償します。

この保険は、「再調達価額」(同等の新品の家財を購入するのに必要な金額)を基準に保険金をお支払いする「新価実損払」方式(保険金額が限度)です。

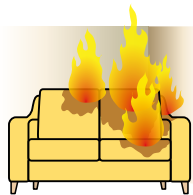
リビングアシストが、
家財の補償から日常生活の補償まで、
あなたの暮らしをお守りします！



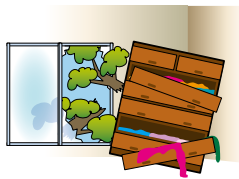
✿ 基本となる補償

家財の補償

1 火災、落雷、 破裂・爆発



2 風災・雹災・雪災



3 建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突・ 倒壊等



4 給排水設備・他人の戸室で 生じた事故による 水濡れ



5 騒擾・集団行動・ 労働争議に伴う 暴力・破壊行為



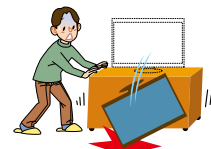
6 盗難による盗取・ 損傷・汚損



7 水災



8 不測かつ突発的な事故 (破損・汚損) (自己負担額あり)



※お申込み方法によって、ご選択いただける補償が異なる場合があります。

費用の補償

臨時費用



地震火災費用 (地震保険ではありません)



特別費用 (全損時の場合のみ)



残存物 取片づけ費用



緊急時 仮住い費用



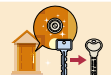
損害防止費用



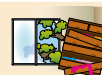
失火見舞費用



錠前交換費用



修理費用



賠償責任の補償

示談交渉サービス

日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

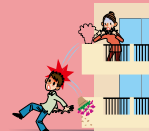
〈大家さんへの賠償責任〉

借家人賠償 責任補償特約



〈日常生活での賠償責任〉

個人賠償責任 補償特約



保険金のお支払条件・お支払方法

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	① 火災、落雷、破裂・爆発	損害額(修理費)(保険金額が限度)	◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害 ◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◆核燃料物質に起因する事故による損害 ◆保険の対象の欠陥 ◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ◆ねずみ食い、虫食い等 ◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
	② 風災 ^{ひょう} ・雹災・雪災		
	③ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等		
	④ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ		
	⑤ 騒擾 ^{じょう} ・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為		
	⑥ 盗難による盗取・損傷・汚損	ア. 保険の対象(明記物件を除きます)について生じた盗取・損傷・汚損	
		イ. 明記物件について生じた盗取・損傷・汚損	
		ウ. 保険の対象を収容する建物内における現金等、預貯金証書の盗難	
費用保険金の種類	⑦ 水災	損害額(修理費)(保険金額が限度)	⑧ 不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。 ◆差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 ◆保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ◆詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ◆風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
	⑧ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損)	損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(1事故について、30万円が限度)	
	臨時費用保険金	上記①から⑦(⑥ウを除く)の事故で保険金が支払われる場合	
	残存物取片付け費用保険金	上記①から⑤、⑦の事故で保険金が支払われる場合	
	失火見舞費用保険金	保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって第三者の所有物の滅失、損傷または汚損見舞費用が発生した場合	
	地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象を収容する建物が半焼以上となった場合、またはは保険の対象が全焼となった場合	
	緊急時仮住い費用保険金	保険の対象を収容する建物が損害を受け、保険の対象である家財が上記①から⑤、⑦、⑧の事故により再調達価額の30%以上の損害を被り、代替として臨時に使用する居住用施設・宿泊施設の賃貸料または宿泊料を負担した場合および居住用施設・宿泊施設にペットを同伴できないため、ペット取扱業者の利用料を負担した場合	
	錠前交換費用保険金	保険の対象を収容する建物の出入り口のドアの鍵が盗取され、ドアロック(錠前)の交換費用を支出した場合	
	特別費用保険金	上記①から⑧(⑥ウを除く)の事故により保険金が支払われる場合で、保険契約が終了する場合	
	損害防止費用	上記①の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	
	修理費用保険金	偶然な事故により、住宅建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(貸主に対する法律上の損害賠償責任および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用を除きます。)	

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任補償特約	被保険者が日本国内または国外において、次のような事故により、他人にケガ等をさせてしまったり、他人の物を壊してしまったとき、または電車を運行不能にさせてしまった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●本人の居住の用に供される保険契約証等記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金の額(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
借家人賠償責任補償特約	偶然な事故により被保険者の借用する住宅が破損し、被保険者が借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金の額－免責金額(自己負担額)(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。

楽天損害保険株式会社

https://www.rakuten-sonpo.co.jp/
TEL 0120-115-603

〔午前9時～午後6時(年末年始は除きます。)
携帯電話からも利用いただけます。
一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。〕

事故の受付は
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル
0120-120-555
○受付時間:24時間・365日
○携帯電話からもご利用いただけます。

●お問い合わせ先
株式会社木下の賃貸
〒163-1331 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー31階
TEL 03-5908-2244

リビングアシスト総合保険
(総括契約)にご加入の皆様へ

重要事項説明書

この書面では、リビングアシスト総合保険（総括契約）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。なお、リビングアシスト総合保険（総括契約）は「賃貸住宅、社宅または寮に收容される家財」等を補償する保険です。ご意向に合致していることを確認したうえで、お申し込みくださいますようお願いいたします。

ご契約の内容は、ご契約者（保険契約者）となる不動産管理会社または企業・学校等にお渡ししております保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは楽天損害保険株式会社（以下、「楽天損保」といいます。）のホームページ掲載のパンフレット等をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

また、ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

I 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

① 基本となる補償

この保険は、賃貸住宅、社宅または寮に收容される家財を保険の対象とし、以下の事故により保険の対象が損害を受けた時に保険金をお支払いする保険です。

家財の補償	事故の種類	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発
		④ 風災・ ^{ひょう} 雹災・雪災
		⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等
		⑥ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ
		⑦ 騒 ^{じょう} 擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為
		⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損
		⑨ 水災
		⑩ 不測かつ突発的な事故（破損・汚損）
		+

費用の補償	臨時費用保険金	残存物取片付け費用保険金
	失火見舞費用保険金	地震火災費用保険金
	緊急時仮住まい費用保険金	錠前交換費用保険金
	特別費用保険金	損害防止費用
	修理費用補償特約（自動セット）	
	+	

賠償責任の補償	個人賠償責任補償特約（自動セット）	+ 賠償事故解決に関する特約（自動セット）
	借家人賠償責任補償特約（自動セット）	
	+	

任意セットの特約	類焼損害補償特約
----------	----------

② 被保険者

リビングアシスト総合保険（総括契約）の補償を受けられる方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない場合は、次のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 火災、落雷または破裂・爆発により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	◆被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害 ◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
④ 風災・ ^{ひょう} 雹災・雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、 ^{ひょう} 雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} の雪災	

(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。(風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みによって生じた損害については、建物等の外壁、屋根、開口等が風、雹、雪災によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。)	◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◆核燃料物質に起因する事故による損害 ◆ 保険の対象の欠陥 ◆ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ◆ねずみ食い、虫食い等 ◆ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ⑩不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。 ◆ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ◆ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 ◆ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ◆ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ◆ 風、雨、雪、雹、砂塵、その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	
⑥ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ 給排水設備に生じた事故（その給排水設備自体に生じた損害を除きます。）または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れにより損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	
⑦ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 騒擾 およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	
⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損 ア. 保険の対象について生じた盗取・損傷・汚損 盗難によって保険の対象について盗取、損傷、汚損が生じた場合に保険金をお支払いします。 イ. 建物内における現金等・預貯金証書の盗難 建物内における現金等・預貯金証書の盗難が生じた場合に保険金をお支払いします。	
⑨ 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、損害の状況が次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。 A. 再調達価額の 30%以上の損害が生じた場合 B. 床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水による損害が生じた場合	
⑩ 不測かつ突発的な事故（破損・汚損） 不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	

(3) 特約の概要

個人賠償責任補償特約	被保険者本人、その配偶者およびこれらの同居の親族、別居の未婚の子が日本国内または国外において次のような事故により他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊してしまったとき、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ●本人の居住の用に供される保険契約証等記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ※日本国内において発生した事故については弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
借家人賠償責任補償特約	偶然な事故により借用する住宅が破損し、借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ※日本国内において発生した事故については弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
修理費用補償特約	偶然な事故により借用する住宅建物が損害を受け、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。
類焼損害補償特約	基本となる補償①または③の事故で近隣の住宅やその家財に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。

(4) 補償期間

リビングアシスト総合保険（総括契約）で対象とする賃貸住宅、社宅または寮に入居期間中のみの補償となります。対象となる賃貸住宅、社宅または寮を退去された場合は補償の対象外となります。この場合には、ご希望により任意保険にご加入することもできますので、取扱代理店までご連絡ください。

(5) 引受条件（ご契約金額等）

この保険での引受条件（ご契約金額等）はあらかじめ定められたご契約プランにより決まります。ご契約プランの詳細は「加入内容確認」画面をご確認ください。

(6) 保険の対象

保険の対象は、賃貸住宅、社宅または寮に収容される家財です。

- ① 次のものは、1 個・1 組ごとに損害額が 30 万円を超える部分は補償されません。また、1 事故につき 100 万円が限度です。
 - ・ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるもの。
- ② 次の a. から c. は、保険の対象に含みません。
 - a. 自動車（注 1）
 - b. 通貨、小切手、乗車券等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物（注 2）
 - c. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

基本となる補償⑩不測かつ突発的な事故によって次のものに生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いできません。

義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物、移動体通信端末機器および携帯式電子機器ならびにこれらの付属品、ラジオコントロール模型およびその付属品、自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品、ヨット・モーターボート・水上オートバイ・ボート・カヌー・雪上オートバイ・ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品、ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品、動物および植物 など

（注 1）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が 125cc 以下または定格出力が 1.00kw 以下の二輪車等）を含みません。

（注 2）基本となる補償⑧盗難による損害に限り、通貨、小切手、乗車券等または預貯金証書も保険の対象に含まれます。

2. 保険料の決定と仕組み

保険料は、保険金額、保険期間等により決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、加入者証の保険料相当額欄をご確認ください。

3. 保険料の払込方法

ご契約者（不動産管理会社または企業・学校等）から取りまとめて払い込みます。

Ⅱ 注意喚起情報のご説明

ご契約に際してご契約者または被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

1. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務

実際にお住まいになる方のお名前を正しくお知らせください。事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 通知義務

この保険には「通知義務」に該当する事項はありません。

2. 補償の開始・終了時期

補償は、リビングアシスト総合保険（総括契約）で対象とする賃貸住宅、社宅または寮にご入居した時に開始し、その賃貸住宅、社宅または寮をご退去した時に終了します。ただし、ご契約者が総括契約を継続しなかった場合または総括契約を解約した場合は、その時に補償は終了します。

3. 保険金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）

パンフレット等の「保険金をお支払いできない主な場合」等をご参照ください。

4. ご契約内容の変更

普通保険約款およびこれに付帯される特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等が改定された場合は、保険金額、保険料等のご契約内容および補償内容を変更することがあります。

5. 被保険者からの解除

被保険者からのお申し出により、その被保険者に係るご契約を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。本内容につきましては、被保険者となるご家族等の皆様にご説明ください。

6. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、楽天損保との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、楽天損保と直接ご契約されたものとなります。

7. 地震保険の取扱い

この保険には、地震保険が付帯されていませんので、地震、噴火またはこれらによる津波による損害は補償されません。地震保険契約をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、楽天損保も加入しています。この保険は、ご契約者が小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

9. 個人情報の取扱い

- (1) この保険契約に関する入居者の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。
 - ① 楽天損保の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
 - ② 楽天損保の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
- (2) 楽天損保は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関する入居者の情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 次の①から④までの取扱いに限定して、楽天損保はこの保険契約に関する入居者の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。
 - ① 前記(1)における、楽天損保の提携先企業への提供
 - ② 再保険契約の締結や再保険金の請求等のための再保険会社への提供
 - ③ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げる損害保険会社等の間での確認・共用
 - ・ この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。
 - ・ 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。※ 詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。
 - ④ 利用目的の達成に必要な範囲内において、楽天損保の代理店を含む業務委託先への提供
- (4) ご契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へSMS（ショートメッセージサービス）にて、ご連絡（配信）することがあります。
- (5) 楽天損保の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、楽天損保ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

10. 補償の重複に関するご注意

この保険の加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（ご加入いただく火災保険以外の保険契約にセットされる特約や楽天損保以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）この保険契約のみにセットされた補償は、ご契約を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

■補償が重複する可能性のある主な特約

- | |
|---------------------------|
| ・ 個人賠償責任補償特約（自動車保険・傷害保険等） |
| ・ 類焼損害補償特約（他の火災保険） |

11. 解約返れい金

リビングアシスト総合保険（総括契約）は解約返れい金の対象外になります。

12. 満期返れい金・契約者配当金

リビングアシスト総合保険（総括契約）は満期返れい金・契約者配当金の対象外になります。

13. クーリングオフ

リビングアシスト総合保険（総括契約）はクーリングオフの対象外になります。

楽天損保との間で問題を解決できない場合には

（指定紛争解決機関）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

楽天損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。楽天損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808（有料）

【全国共通】

○受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土日・祝日および12/30～1/4は除きます。）

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- ・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは以下の直通電話番号へおかけください。
（東京）03-4332-5241 （近畿）06-7634-2321
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>）

その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的で事故を起こした場合
- ② ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

2. 事故が起こった場合

事故が起こった場合には、取扱代理店または楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにご連絡ください。楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにご連絡いただく際は、リビングアシスト総合保険（総括契約）に加入している旨をお伝えください。

事故により損害賠償責任を負担した場合には、示談交渉は必ず楽天損保とご相談いただきながらおすすめてください。

また、あらかじめ楽天損保の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

楽天損保への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

お客様相談センター

0120-115-603

○受付時間：午前9時～午後6時（年末年始は除きます。） ○携帯電話からもご利用いただけます

○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

○受付時間：24時間・365日 ○携帯電話からもご利用いただけます。

GP24-32（火）2024/10